

2024年6月1日
マネックスSP信託株式会社

「たくす株」の指図代理権の範囲を拡大 ～口座凍結対策に運用機能も追加～

2024年6月1日（土）より、「たくす株」信託約款を改定します。

改定後の内容は、同日以降、新規にたくす株をご契約いただくお客様、及び既にたくす株をご利用されているお客様に適用されます。

■改定について

たくす株の指図代理人が信託財産に関して指図することのできる範囲に「買付」も加えます。

■目的

たくす株は国内上場株式等（国内ETF等含みます。）における口座凍結対策及び相続対策を対象としたマネックス独自のサービスです。マネックスSP信託が、信託の仕組みを活用した「たくす株専用口座」でお客様の国内上場株式等をお預りし、万が一、お客様が認知症になった場合にも、指図代理人がお客様に代わってマネックスSP信託に指図することで、たくす株専用口座での取引や出金を行うことができます。

お客様の財産を凍結から守り、各種のお支払いに充てていただくべく、たくす株の指図代理人が指図することのできる取引を「売却」のみとしてきましたが、信託財産の多様な活用を求める声を背景に、お客様が事前に指定した限りで、指図代理人による「買付」の指図もできるように指図代理権の範囲を拡大します。

■スキーム

お客様は、たくす株のご契約当初又は契約期間中に、指図代理人による信託財産に係る取引の範囲を指定します。指図代理人は、万が一、お客様が認知症になった場合に、それ以降、マネックスSP信託に対して、信託財産を売却（換金）することを指図するほか、指定された範囲でたくす株専用口座の信託財産の売却金で国内上場株式等を買付けることを指図することができます。

- * お客様からの指定がない場合には、信託財産に係る取引についての指図代理権の範囲は「売却」のみとなります。
- * お客様に対して、将来、指図代理人がマネックスSP信託に指図し、たくす株専用口座内で買付ける範囲を選択する書面（ウェブフォームを含みます。）をご案内します。「指図代理人の裁量に任せる」「事前に買付ける銘柄を指定する」「国内ETFのみから買付ける」等からお客様に選択していただきます。
- * 指図代理人は、将来、お客様が認知症になった場合に、マネックスSP信託の所定の審査を経て、信託財産に係る指図することできるようになります。

【イメージ】



上記の指図代理権の範囲を変更することにもない、「たくす株」信託約款及び用語集を改定します。

「たくす株」信託約款 新旧対照表

(下線部変更)

新 (改定後)	旧 (現行)
信託約款	
<p>第 28 条 (指図代理権)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 指図代理人は、指図代理権に基づき、受託者に対して、次に定める内容に限り指図することができます。</p> <p>① <u>信託株式等の売却の注文を出させること。但し、委託者兼受益者が、代理権発効日までに、受託者が指定する方法で、指図代理人による信託株式等の売買取引を指図代理権の内容として指定した場合には、委託者兼受益者が指定した範囲において信託株式等の売買の注文を出させること</u></p> <p>② 第 33 条第 4 項及び第 5 項に基づき、信託配当金を交付させること。指図代理人は、当該信託配当金を委託者兼受益者のために利用する</p>	<p>第 28 条 (指図代理権)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 指図代理人は、指図代理権に基づき、受託者に対して、次に定める内容に限り指図することができます。</p> <p>① 信託株式等の売却の注文を出させること。</p> <p>② 第 33 条第 4 項及び第 5 項に基づき、信託配当金を交付させること。指図代理人は、当該信託配当金を委託者兼受益者のために利用する</p>

<p>ことができ、それ以外の目的では利用しません。</p> <p>③ 第32条に定める信託財産状況報告書、及び信託財産に関して受託者が口座管理機関より受領した報告書等を、委託者兼受益者に代わって受け取ること</p> <p>④ 本関連契約を維持するために必要なこと</p> <p>3及び4(略)</p>	<p>ことができ、それ以外の目的では利用しません。</p> <p>③ 第32条に定める信託財産状況報告書、及び信託財産に関して受託者が口座管理機関より受領した報告書等を、委託者兼受益者に代わって受け取ること</p> <p>④ 本関連契約を維持するために必要なこと</p> <p>3及び4(略)</p>
<p>第29条(信託の元本)</p> <p>本信託においては、次の各号に掲げるものを信託の元本とします。</p> <p>① 信託株式等、及びコーポレートアクションの結果、信託株式等と同一の資産として信託口座に受け入れた株式等</p> <p>② 受託者が受益者、又は受益者に代わって指図代理人より追加信託を受けた金銭(但し、次条第2項に従い信託の収益に計上するものは除きます。)</p> <p>③ 第14条第4項に基づき、信託株式等の売却によって受け入れた金銭及び信託財産に属する金銭を以て買付けた株式等</p> <p>④ 第22条に基づく信託株式等の処分によって受け入れた金銭</p> <p>⑤ その他前各号に準ずる資産及び債務</p>	<p>第29条(信託の元本)</p> <p>本信託においては、次の各号に掲げるものを信託の元本とします。</p> <p>① 信託株式等、及びコーポレートアクションの結果、信託株式等と同一の資産として信託口座に受け入れた株式等</p> <p>② 受託者が受益者、又は受益者に代わって指図代理人より追加信託を受けた金銭(但し、次条第2項に従い信託の収益に計上するものは除きます。)</p> <p>③ 第14条第4項に基づき、信託株式等の売却によって受け入れた金銭</p> <p>④ 第22条に基づく信託株式等の処分によって受け入れた金銭</p> <p>⑤ その他前各号に準ずる資産及び債務</p>

※ 信託約款及び関連契約書の改定箇所は、[「たくす株」信託約款等の新旧対照表\(2024年6月1日\)](#)をご確認ください。

また、上記とは別に、たくす株の信託報酬の料金体系を変更します。
 変更後の料金体系は、本日以降、新規にたくす株をご契約いただくお客様にのみ適用されます。既にたくす株をご利用されているお客様に適用される料金体系は従前とおりで変更はありません。

以上

【お問合せ先】
 マネックスSP信託株式会社
 お客様ダイヤル 電話 0120-146-569 (通話料無料)
 受付時間：平日 9:00～17:00